

4 降水量の状況

平成18年の年間降水量は、県内全域において平年値及び準平年値を上回った。

名古屋气象台、一宮雨量観測所の年間降水量は、平年値や準平年値を上回っており、一色雨量観測所、豊橋地域気象観測所の年間降水量は、準平年値とほぼ同程度だった(表-12)。

表-12 気象観測所降水量

単位：mm

	名古屋地方气象台		一宮雨量観測所		一色雨量観測所		豊橋地域気象観測所	
	平年値	平成18年	準平年値	平成18年	準平年値	平成18年	準平年値 (参考)	平成18年
1月	43.2	49.5	55.8	63.0	43.2	40.0	51.6	39.0
2月	64.1	124.5	74.1	130.0	52.7	113.0	70.6	165.0
3月	115.2	117.5	137.1	122.0	115.3	86.0	138.5	74.0
4月	143.3	104.5	158.2	150.0	123.9	124.0	177.3	188.0
5月	155.7	205.0	191.3	238.0	151.3	200.0	188.4	277.0
6月	201.5	221.0	240.8	170.0	191.0	190.0	220.5	230.0
7月	218.0	275.0	230.9	353.0	143.7	185.0	173.9	219.0
8月	140.4	89.0	133.6	94.0	119.3	21.0	151.9	83.0
9月	249.8	167.0	236.9	159.0	230.9	198.0	246.4	156.0
10月	116.9	89.0	111.0	106.0	125.1	113.0	138.1	106.0
11月	79.5	59.0	96.7	70.0	81.3	84.0	104.0	72.0
12月	36.8	110.5	39.4	97.0	35.4	112.0	39.7	92.0
年間	1564.6	1611.5	1697.7	1752.0	1416.4	1466.0	1703.8	1701.0

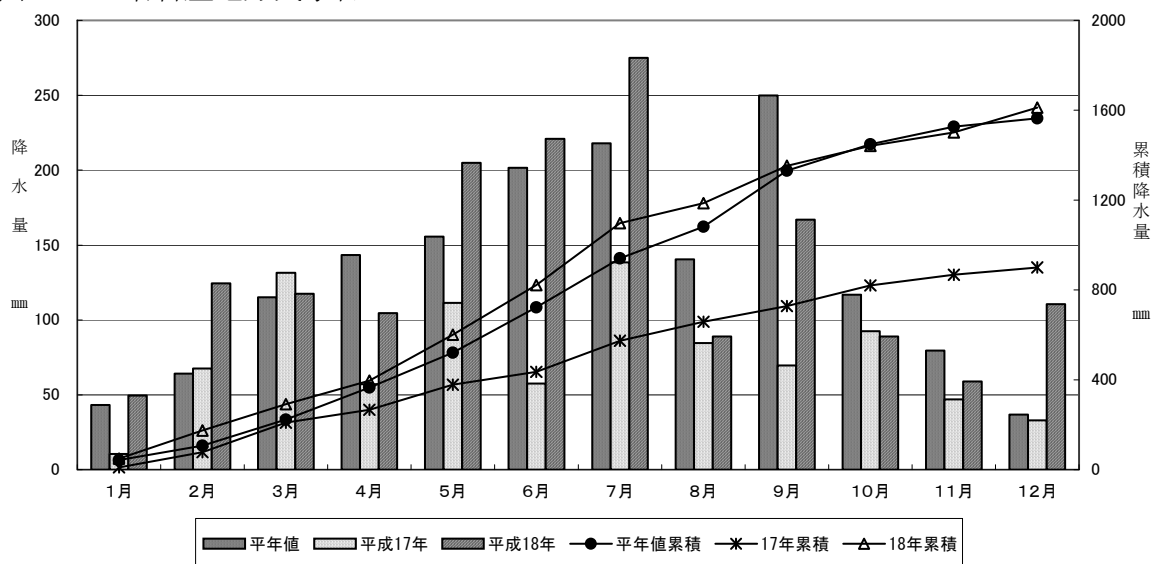
注1) 平年値とは、1971年～2000年の平均値

注2) 準平年値とは、1979年～2000年の平均値

注3) 平成7年12月から西尾から一色に観測所が移転(西尾観測所のデータは一色観測所に引き継ぎ)

注4) 豊橋地域気象観測所の準平年値と平成18年観測データは、平成17年末に11月を境に観測場所の移転、観測方法の変更、測器の変更など、いずれかの理由により均質でない可能性があるため、準平年値は参考とする。

図-24 名古屋地方气象台



5 調査結果のまとめ

(1) 尾張地域

有効水準点 672 点の内 1 cm 以上の沈下点は、尾張地域西部の愛西市福原新田町を始め 3 点観測されたが、沈下域は生じなかった。

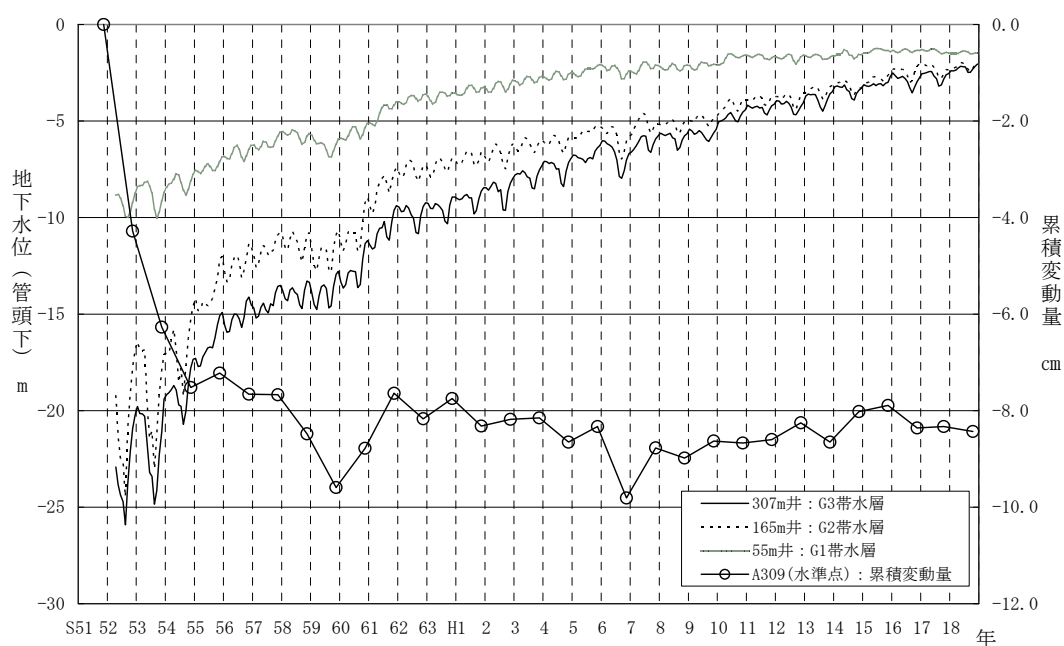
地盤沈下と地下水位の関連について、十四山地盤沈下観測所における地盤変動量と地下水位の観測結果を例として図-25に示す。地下水揚水量の減少による地下水位の上昇に伴い沈下速度は鈍化し、最近では微少な隆起沈下を繰り返しながら沈静化していることがわかる。

しかしながら、木曾川右岸の河川区域内にある愛西市福原新田町の水準点では、この1年間で 1.27 cm、過去5年間で 5.11 cm 沈下するなど、尾張地域西部では、依然として沈下が進行する傾向にある。

東海三県地盤沈下調査会の調査結果においても、沈下しやすい軟弱な粘土層が厚く堆積している濃尾平野中西部^{*}においては、依然として沈下する傾向が報告されている。

^{*}尾張地域西部は、濃尾平野中西部に含まれる。

図-25 十四山地盤沈下観測所における地下水位及び累積変動量



注) A309 は、十四山地盤沈下観測所内にある水準点である。

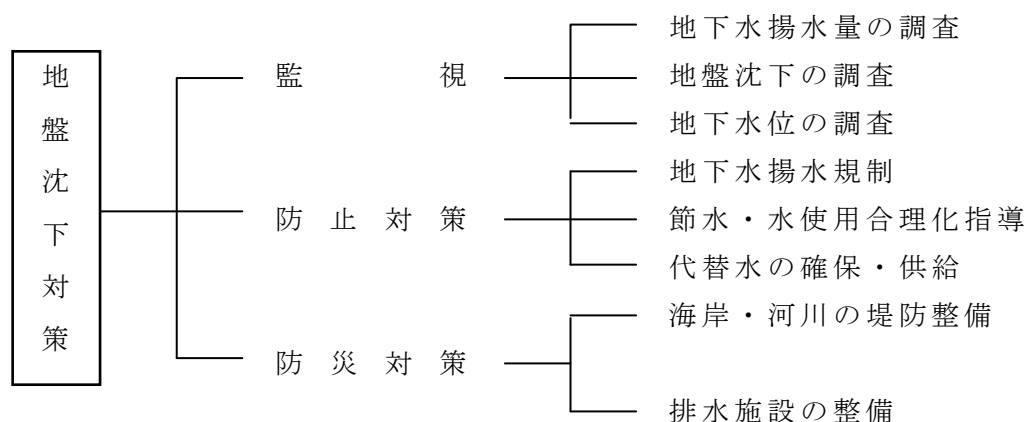
(2) 東三河、渥美地域

東三河地域では、有効水準点 79 点の内 17 点が沈下したが、1 年間に換算して 1 cm 以上の沈下を示した水準点はなく、経年的な地盤沈下の傾向はみられない。

渥美地域では、有効水準点 48 点の内、沈下した水準点はなく、調査開始以来、地盤沈下の傾向はみられない。

6 地盤沈下対策

(1) 対策の体系



ア 監視

- ① 事業所の地下水揚水量を把握。
- ② 地盤沈下の状況を把握するため、水準測量調査を実施。
- ③ 地下水位及び地盤収縮量を常時把握するため、地盤沈下観測所 37 箇所にて観測を実施（内 9 箇所はテレメータ化し、Web による地下水位情報を提供。また、これまでの被圧地下水位の観測に加え、不圧地下水位観測のための井戸を 9 箇所中 3 箇所に設置済み）。
- ④ 地下水位を広域的に把握するため、既設の井戸 138 箇所で月 1 回の水位調査を実施。

イ 防止対策

- ① 工業用水法および県民の生活環境の保全等に関する条例による地下水揚水規制及び水量測定器設置と揚水量報告の義務付（図-26～28）。
- ② 節水型設備の導入、水の循環使用及び配管等の保守の徹底による地下水使用量の削減指導。
- ③ 地下水を利用している水道、工業用水及び農業用水を表流水に転換するための代替水の確保とその転換指導（資料-12（I））。

ウ 防災対策

尾張地域は、我が国最大の海拔ゼロメートル地帯で、高潮・津波・洪水・内水氾濫の潜在的危険性の高い地域である。このため、地盤沈下により低地化した地域において、高潮、洪水などの自然災害を防ぐ防災対策と地盤沈下によって排水機能などが低下した施設の機能回復対策を引き続き推進している（資料-12（II））。

図-26 工業用水法の揚水規制地域（名古屋市の一部及び尾張西部 13 市町村）

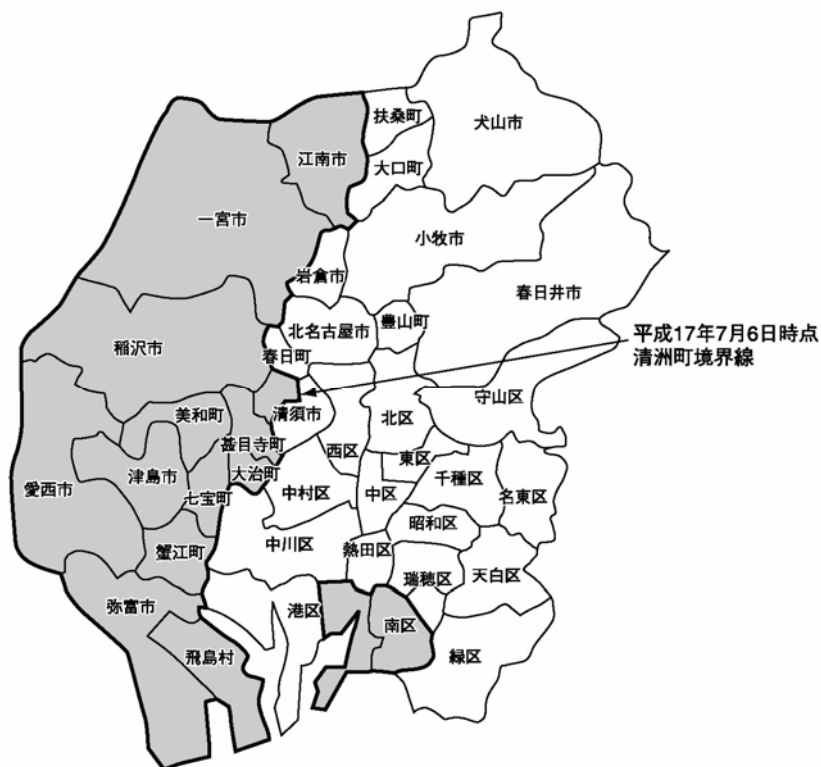
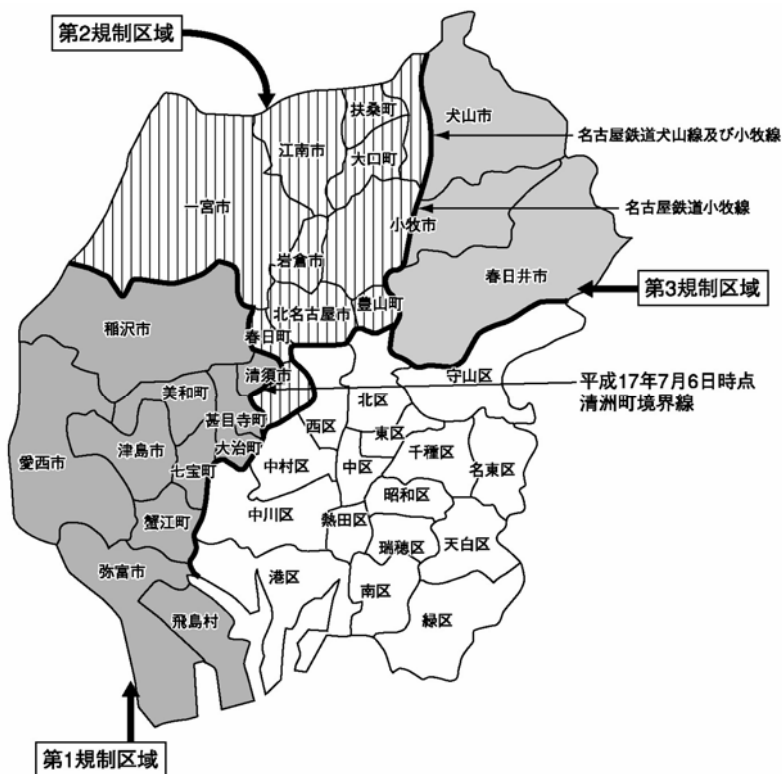


図-27 県民の生活環境の保全等に関する条例の揚水規制区域（尾張部 22 市町村）



図－28 県民の生活環境の保全等に関する条例の水量測定器設置と
揚水量報告の義務づけられている区域（59 市町村）



（２） 濃尾平野地盤沈下防止等対策要綱

尾張地域の地盤沈下は、広範な濃尾平野全体で考える必要があるため、国は昭和 60 年 4 月「濃尾平野地盤沈下防止等対策要綱」を策定し、地域の実情に合わせた総合的な施策を推進してきた。なお、引き続き地盤沈下防止を図る必要から、平成 7 年 9 月に要綱の改正が閣議決定され、さらに平成 17 年 3 月には地盤沈下防止等対策要綱に関する関係府省連絡会議で、要綱の継続が確認された。

本県を始め三重県、岐阜県および名古屋市は本要綱に基づき、国と連携し代替水の確保、代替水の供給、地盤沈下対策及び関連事業・復旧事業を積極的に推進している（資料－12）。

その他にも地下水の採取に係る目標量（尾張地域 490 千 m³/日）を設定し、その遵守のための措置や、地盤沈下、地下水位等の観測及び調査を実施している。

（３） 矢作古川流域の地下水揚水量削減の啓発

矢作古川流域の一部では、緩やかではあるが地盤沈下が見られていたが、最近では沈静化の傾向を示している。しかし、地盤沈下を防止する必要から、今後も引き続き地下水利用者の協力を得て、節水及び水使用の合理化など地下水揚水量の削減指導・啓発に努めていく。